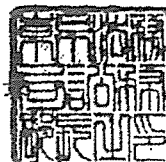


令和4年4月18日

経済産業省 貿易経済協力局  
貿易管理部 安全保障貿易管理課長 殿

東京法務局訟務部



争訟事件に関する資料の提供について（依頼）

当局所管の下記事件につき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（貨物等省令）第2条の2第2項5号の2ハの「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」との要件（以下「本件要件ハ」といいます。）に関し、下記事項を御回報願います。

- 1 「殺菌」の具体的方法は何か。
- 2 「殺菌」の対象は何か。
- 3 本件要件ハの判断に当たり、当該噴霧乾燥器について、内部に残留する粉体化した細菌等の微生物が外部に飛散しない構造（曝露防止構造）を有するか否かが影響するか。
- 4 前記1から3の回報内容は、令和2年3月12日時点及び同日以降も同様であったか。

記

当事者 原告 大川原化工機株式会社 ほか5名  
被告 国 ほか1名

事件番号 東京地方裁判所 令和3年（ワ）第23302号

事件名 国家賠償請求事件

備考

当局主管

担当官 部付検事  
訟務官

電話